

久喜市告示第199号

久喜市成人等歯科健康診査事業実施要綱の一部を改正する告示を
次のとおり公布する。

令和8年5月19日

久喜市長 貴 志 信 智

別紙のとおり

久喜市成人等歯科健康診査事業実施要綱の一部を改正する告示

久喜市成人等歯科健康診査事業実施要綱（令和元年久喜市告示第191号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（様式第1号）」を「（第9条及び第10条において「健診票」という。）」に改める。

第9条中「（様式第2号）」を「（次条において「請求書」という。）」に、「成人等歯科健康診査健診票」を「健診票」に改める。

第10条を次のように改める。

（様式等）

第10条 健診票及び請求書その他の成人等歯科健診の実施に必要な書類の様式については、市長が別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の久喜市成人等歯科健康診査実施要綱の規定は、この告示の施行の日以降に実施する成人等歯科健診について適用し、同日前に実施した成人等歯科健診については、なお従前の例による。